



# 広報

5 月号 No. 175

# おんが

発行 昭和50年5月10日

発行所 遠賀町役場庶務課

印刷 冷牟田印刷合資会社



いよいよ待望の遠賀バイパス開通

## 人のうごき (4月の住民基 本台帳から)

人口	10,449人	(+117)
男	5,007	(+72)
女	5,442	(+45)
世帯数	2,924戸	(+80)

( ) 内は前月比

- 一日 母の日
- 十日 愛鳥週間
- 十一日 母の日
- 十四日 島根出雲大社祭
- 十五日 京都葵祭
- 十八日 国際善意デー
- 二十日 酒田山王祭
- 二十五日 神戸楠公祭

## 5月のこよみ



### 「鉄道事故をなくす る運動始まる」

国鉄では、踏切事故や子供のいたづらなどによる事故をなくし、列車を安全に運転するため、五月二十二日から六月十日までの間「鉄道事故をなくする運動」を実施しています。

皆様の住んでいる遠賀町だけでも昨年一年間に踏切事故が四件、子供のいたづらによる事故が二件発生しこのため一名がなくなり一名が負傷しています。

このほか自動車の損害など事故による被害も相当な金額にのぼっています。

ドライバーの皆さん車を運転するときは必ず、次の事を守って事故防止にご協力下さい。

◎踏切では、必ず一時停止をして安全を確認して渡ること。

◎列車が通過し終っても、警報機が鳴動中は、絶対踏切内に立入らないこと。

◎踏切上で動けなくなったときは、まず非常ボタンなどを使用して、列車を止める手配をすること。

※「非常ボタン」は青色の箱で設置してある踏切には「非常ボタン」と書いた標識があります。

なお非常の場合使用されたらもよりの駅にご一報下さい。別に金額を請求するようなことはありません。また子供による事故をなくするため、注意しあつて、次のことにご協力下さい。

◎線路は、通らない渡らない。

◎子供を線路付近で遊ばせない。

◎線路付近にある機器類には、手をふれさせない。

◎踏切では、かならずとまって、列車が来ないことを確かめて、わたりましょう。

1赤いランプを見て、耳で警報を聞いてください。

2列車が通り過ぎて、もう一度左右を確かめてください。復線では、列車のかけから別の列車が、そこに来ていることがあります。

3お子さん達の自転車乗りが流行しています。踏切ではかならず正しい位置に「とまる」習慣を身につけさせましょう。

4踏切で「エンスト」などした場合はまず列車に、事故を知らせる。非常ボタン（青色の鉄箱）を押して、列車をとめてください。また非常ボタンを押したあとは、使用した器材をとりかえるため必要ですから、必ず最寄りの駅にお知らせ下さい。

5いたづらで、非常ボタンを押さないでください。いたづらでボタンを押して、列車をとめた事故が、たびたびおこっています。

非常の際に役立ちませんので十分ご注意ください。

◎線路や鉄橋に、はいらないでください。

1近道でも線路や鉄橋は歩かないでください。死への近道になります。

2お子さんをお持ちの方は、特にご注意ください。子供さんがまねをします。

※昨年一年間で九名の方がなくなり五名の方がけがをしています。

◎子供の遊びにも、ちょっと目を向けてください。

1線路付近で遊んでいませんか。遊びに夢中になって、つい立入ることになります。

2レールに石や釘などを置いて、遊んでいませんか。列車が脱線したり石が跳ねて、ケガをすることがあります。

3列車に石を投げて遊んでいませんか。ガラスが割れてお客さんがケガをすることになります。

※このような遊びは、大切なお子さんの生命にかかわることです。ぜひ注意してください。

「七月一日からヘルメットをかぶらないで二輪車を運転すると反則点がつきます」

自動二輪車の運転者は、道路交通法第七条の三第一項の規定により乗車用ヘルメットをかぶることが義務づけられています。このたび、道路交通法施行令の一部が改正され、今年の七月一日からヘルメットをかぶらないで自動二輪車を運転すると、行政処分の基礎点数一点が付されることになりました。

大事なのちを守るため二輪車を運転するときは、必ずヘルメットをかぶりましょう。

自動二輪車の交通死亡事故原因  
(昭和四十九年中福岡県下死者五十九人の負傷部位分析)

頭部	83.1%	(49名)
頸部	5.1%	(3名)
胸部	3.4%	(2名)
腰部等	3.4%	(2名)



5年年金(再開)  
加入者の皆さんへ  
過去の期間の納付は済みましたか?  
※納付期限  
昭和50年6月30日

国民年金の5年年金(再開)加入者は、昭和45年6月から加入の前月までの過去の期間について、過去に納付した期間や厚生年金保険等の年金制度の加入期間を除き、保険料相当額を納めることができるようになっており、受給要件の早期確保が図られています。この納付期限が来月に迫っています。

この過去の期間の納付は、7月1日以後は、納めることができせんので、6月までに65歳になっている人で、過去の期間を納められたため年金の受給開始時期が遅れるということがないように特にご注意ください。

なお、年金の請求が最も早くできる方は、6月までに65歳になっており、かつ所定の納付要件を満たしている人で、6月からです。



自転車は、あの角、この角、手前でストップ

昭和50年度身体障害者

巡回相談のお知らせ

身体障害者に対し巡回して医学的判定等を行ない又更生に必要な相談に応じ、援護の万全を期するため巡回相談が次のとおり実施されますので利用されますようお知らせします。

なお、巡回相談当日の混雑を防ぐため、前もって巡回相談予約受付を行ないますので代理人でもけっこうです。予約受付を行ってください。

(1) 対象者

身体障害者手帳所持者で(2)のうちいずれかに該当する相談の必要がある者、及び身体の内部障害者を除き、機能的な障害を有し、身体障害者手帳の交付を受けようとする者

(2) 巡回相談内容

- ① 補装具の交付又は修理の処方並びに適合判定
- ② 更生医療給付可否の判定
- ③ 身体障害者更生援護施設又は社会福祉施設への入所指導
- ④ 身体障害者手帳交付に関する診断(内部障害者を除く)
- ⑤ その他更生指導に関すること

(3) 巡回相談予約受付日

昭和50年6月20日  
午前10時~12時まで

遠賀町役場保険室

(4) 巡回相談日

昭和50年6月27日

午前10時~午後3時(受付)

遠賀町公民館

※予約受付されていない方は

午前11時より受付

(5) 持参品

身体障害者手帳(交付済者のみ) 印鑑、筆記具

土や砂を売られる方にお願

(五〇〇㎡以上)

自分の所有物であっても多量の山土や山砂などを売られるときには役場建設課に申し出頂くようお願いいたします。

道路法の規定に基づき、特定の行為によって道路を破損させた場合は、その原因者が道路の復旧工事費を負担するようになっていきます。

又土や砂を採取することにより、これに伴う災害を防止するためにも事前に土地所有者及び関係地区長と町との間で協議をなし、通行に関することや、災害防止、道路の補修責任の範囲などを決めておかねばなりませんので該当者は必ず届け出られるようお願いいたします。

お知らせ

昭和五十年年度国税専門官募集について

記

募集人員 全国で四五〇名採用

一、大学卒業程度

二、受験資格は昭和二十三年四月二日と昭和二十九年四月一日に生れた男子

三、願書受付は、六月九日(月)から十六日(月)まで

四、第一次試験は、七月十九日(土)、二十日(日)に福岡市(第一薬科大学)で教養試験、専門試験を行います。

希望者は福岡国税局、人事院九州事務局、又は大学の就職関係課へ願書を請求の上申込んでください。

なお願書の提出先は、福岡市博多区博多駅東十一番一号福岡合同庁舎内、郵便番号八二二、福岡国税局人事課です。

三才児検診実施について

標記について、左記のとおり実施いたしますのでお知らせします。

一、実施日時 5月29日(木)

受付 13時~14時

検診 14時~15時まで

二、実施場所 遠賀町公民館

三、該当者

昭和46年6月から昭和47年5月生まれの者



犬の飼主にお願

最近、飼犬等にかみつかれる事故が多くなっています。犬を飼っている人は、他人に迷惑をかけるようなことを守ってください。

犬は確実につなぐか、丈夫なオリに入れて飼いまししょう。

犬を運動させるときは口輪をはめ、綱引きでしまししょう。

犬は捨てないでください。不要な犬は保健所か役場に持って行き、引取ってもらいまししょう。

犬を捨てると危険な野犬をふやすことになりまます。

あなたの犬は、あなたの愛情で

きびしく責任を持って飼いまし

よう。

こどもの水の事故をなくしまししょう

川の水もぬるみ、子どもたちには大好きな水遊びの季節となりました。県下では3月に5件の水の事故が起きています。折尾警察署管内では、幸い水の事故はあっていませんが、昨年は9件(うち6件は少年)の事故が起き、死者は5人(うち少年は3人)でした。悲しい事故にあわないために特に、次のことに注意して下さい。

川や池など幼児のひとり遊びはさせない、常に子どもから目をはなさない。

家の近くにある池や、溝などには柵や「ふた」をする。

小さな子どもには平素水の事故の恐ろしさをよく話しておく。

危険な方法、場所での水遊びして

いる少年を見かけたら、すかさ

ず注意して安全な場所に移動さ

せる。(やめさせる。)

危険な池や川、用水堀りには危

険標識を立てる。



